

瑞企第 33 号  
令和 4 年 4 月 28 日

瑞浪市総合計画審議会会長 様

瑞浪市長 水野 光 二



第 7 次瑞浪市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について（諮問）

本市では、平成 25 年度に、平成 26 年度から令和 5 年度までを計画期間とする第 6 次瑞浪市総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、基本構想に定める将来都市像「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」の実現に向け、様々な施策を展開してまいりました。

この間、地方創生の取り組みや公共施設等の老朽化対策の必要性が増し、現基本計画に位置づけている課題などにも変化が生じてきましたが、平成 31 年度からは後期基本計画として現行計画を見直すことで、変化に対応してきたところです。

近年でも、社会情勢の変化は著しく、特に長引くコロナ禍においては、新しい生活様式が求められるとともに、行政運営においても ICT の活用が急速に進行しています。また、環境問題や経済的格差の問題、価値観の多様化などにおいて、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取り組みや、カーボンニュートラルの取り組みは、日々重要度を増しています。

多様化する行政需要に公平かつ公正に対応し、自立した基礎自治体を目指すためには、総合的かつ計画的な行政運営が重要です。本市では、引き続き、市民との協働による計画的な行政運営を進めるため、現行計画終了後の令和 6 年度を初年度とする第 7 次瑞浪市総合計画を策定することといたしました。

つきましては、第 7 次瑞浪市総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、瑞浪市総合計画策定条例第 3 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。